

指定管理業務点検・評価シート

平成 22 年 1 月 6 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	障害福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成18年度～平成20年度

1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・ 障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・ その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	--

3 施設の管理体制

管理体制	<p style="text-align: center;">常勤職員：2人、非常勤職員：3人〔計5人〕</p> <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>
------	--

4 施設の利用状況

利用者数（人）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	20年度	477	583	668	429	359	494	688	774	697	676	544	671
19年度	648	560	855	691	543	642	801	978	770	667	768	636	8,559
増減	-171	23	-187	-262	-184	-148	-113	-204	-73	9	-224	35	-1,499

利用料金収入（千円）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	20年度	48	79	22	63	38	55	88	48	62	108	55	71
19年度	49	50	82	67	33	68	75	91	63	76	124	40	818
増減	-1	29	-60	-4	5	-13	13	-43	-1	32	-69	31	-81

5 収支の状況

区分	20年度	19年度	増減
----	------	------	----

収入	事業収入	利用料金収入	697,920	817,630	-119,710
		減免交付金	827,560	732,850	94,710
		県からの委託料	6,400,000	6,400,000	0
		小計	7,925,480	7,950,480	-25,000
	事業外収入	雑収入	146,813	85,786	61,027
		受取利息	3,014	2,393	621
		小計	149,827	88,179	61,648
計	8,075,307	8,038,659	36,648		
支出	人件費	3,423,529	4,798,916	-1,375,387	
	管理運営費	2,573,601	2,815,932	-242,331	
	事業費	5,052	22,395	-17,343	
	計	6,002,182	7,637,243	-1,635,061	
収支差額		2,073,125	401,416		

6 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
情報発信、広報	体育センターホームページ及びセンター内掲示板等で県内の障害者スポーツイベント等の広報を行った。
スポーツ教室等	ツインバスケットボール教室（月1回）の開催、アーチェリー教室（11月から月2回）を開催。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ホームページでの意見受付。 ・施設内に設置する意見箱。 ・施設窓口での意見受付。 ・施設で行う利用者アンケート。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	--

利用者からの苦情・要望	対応状況
ロビーにトイレの臭いが流れてくる	カーテンの全閉と換気扇による強制排気にて対応。 (21年3月にトイレの入口をアコーディオンカーテンからスライドドアに改良)

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・管理員1名が障害者スポーツ指導員（初級）資格を取得した。 ・11月より新たに、県アーチェリー協会・身障アーチェリー協会と共催でアーチェリー教室を実施し、107名の参加があった。
〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・しらはまグラウンドの活用策。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	・基幹施設(厚和寮)等周辺の福祉施設との連携により適切な対応がなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	C	・利用料金の徴収額の誤りがあったが、判明後適正に処理が行われた。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものとする。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	・利用者の意見に対して迅速に対応ができています。
[]		
〔収入支出の状況〕	B	・収入も前年度より増加しており、支出についても適正に執行されていたものとする。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であるとする。
[]		
総 括	B	・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われているが、環境面の改善が図られたこともあり、障がい者の利用促進を第一に、今後より一層の利用促進を図ることが必要とする。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。